

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1145号)

平成25年1月17日

横情審答申第1145号

平成25年1月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年7月6日戸地振第513号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成23年度戸地振第470号「平成23年度自治会町内会に対する地域活
動推進補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付について（自治会町内会
分1回目）」のうち平戸町町内会地域活動推進費補助金に係る部分」の一
部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「平成23年度戸地振第470号「平成23年度自治会町内会に対する地域活動推進補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付について（自治会町内会分1回目）」のうち平戸町町内会地域活動推進費補助金に係る部分」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成23年度戸地振第470号「平成23年度自治会町内会に対する地域活動推進補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付について（自治会町内会分1回目）」のうち平戸町町内会地域活動推進費補助金に係る部分」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年4月3日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の住所及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした。

(2) 開示の実施における事務手続について

異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書の趣旨において、「平戸町町内会規約」（以下「本件規約」という。）の欠落している頁を開示する旨の決定の処分を求めると主張し、異議申立書の理由において、2頁目及び4頁目以降が欠落していると主張している。本件申立文書のうち3枚が両面刷りの文書であったものの、全て片面で複写してしまったため、3頁分が複写漏れとなってしまった。複写漏れの部分は、本件規約の2頁目及び4頁目並びに平成23年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請一覧（1回目）の2頁目である。当該部分について

ては、開示の実施に伴う事務手続の誤りであることから、再度開示の実施を行うために平成24年6月26日に申立人に連絡をした。しかし、申立人は、本件規約の当該部分について開示の実施に応じないと回答したので、開示の実施は行われていない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。

本件申立文書中、本件規約の欠落している頁を開示する旨の決定の処分を求める。

(2) 地域活動推進費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10171号）第5条（補助金交付申請）では、団体の規約についての記載内容を変更したときは、交付申請書に添付することを義務付けている。すなわち、本件規約が添付書類として提出されたのは、平成23年度に規約改正があったためであり、第1条に定める団体所在地の表示変更が見て取れる。しかしながら、2頁目及び4頁目以降が欠落している。これは複写ミスに見せかけて、規約改正理由の記載部分その他を意図的に隠蔽している、と疑わざるを得ない。

(3) 規約が改正された理由等の表示があるものを実施機関が開示しない限り、審査会への諮問を免れないし、審査会においてもインカメラ手続等で厳正に審理することが求められる。

5 審査会の判断

(1) 地域活動推進費補助金について

実施機関では、住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、地域活動推進費補助金交付要綱を定め、自治会町内会及びその連合組織に対して地域活動推進費補助金を交付している。

また、実施機関では、町内会等が行う防犯灯の維持管理に要する経費についても、防犯灯維持管理費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10170号）を定め、防犯灯維持管理費補助金を交付している。

地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金の交付申請は同一の申請書で受け付け、同一の決定通知書で補助金の交付を決定している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、戸塚区総務部地域振興課において平成23年度の地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金を交付することを決定した起案文書のうち、平戸町町内会に係る文書である。

実施機関は、本件申立文書に記録された個人の住所及び個人印の印影を非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人の住所及び個人印の印影は、本号本文に該当すると主張しているため、以下検討する。

ウ これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、当該情報は本号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 申立人の主張について

申立人は、本件規約の2頁目及び4頁目以降が欠落していると主張している。このことについて実施機関は、開示の実施の際に本件規約を片面で複写してしまったため、複写漏れをしたものであると説明している。

そうすると、申立人の主張は開示の実施に対する苦情と認められるため、条例第19条に規定する開示決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てとはいえない。

なお、念のため当審査会が確認したところ、本件規約は1頁目から4頁目までであることが認められた。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|--------------------------|
| 平成24年7月6日 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成24年7月19日 (第140回第三部会) 平成24年7月24日 (第218回第二部会) 平成24年7月26日 (第211回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成24年11月1日 (第145回第三部会) | ・審議 |
| 平成24年11月15日 (第146回第三部会) | ・審議 |
| 平成24年12月6日 (第147回第三部会) | ・審議 |